

石川県公報

令和4年3月31日(木曜日)

号外

(第31号)

目次

人事委員会		○石川県人事委員会事務局文書取扱規程の一部改正	2
○一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則	1	○県の事務所に係る労働基準法による区分の一部改正	3
○石川県職員等の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則	2		

人事委員会

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十一日

石川県人事委員会

石川県人事委員会規則第五号

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則(昭和三十二年石川県人事委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

別表第十二中	を	円	円	に改める。
		30,400	50,000	
		30,400	47,000	
		30,400	44,000	
		30,400	41,000	
		30,400	38,000	
		28,400	35,000	
		26,400	32,000	
		24,300	29,000	
		22,300	26,000	
		20,300	23,000	
		17,300	19,500	
		14,200	16,000	
		11,200	12,500	
8,200	9,000			
5,200	5,500			

別表第十七中 「町野小学校 輪島市 準へき地」を「町野小学校 輪島市 一級」に、
「東陽中学校 輪島市 準へき地」を「東陽中学校 輪島市 一級」に

「白峰小学校 白山市 二級」を「白峰小学校 白山市 三級」に改める。

附則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

石川県職員等の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十一日

石 川 県 人 事 委 員 会

石川県人事委員会規則第六号

石川県職員等の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

石川県職員等の育児休業等に関する規則(平成四年石川県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第一条の二中「第二条第四号イ(3)」を「第二条第四号イ(2)」に改める。

第一条の三第二項第二号中「委託されている同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親」の下に「(以下この項において「養子縁組里親」という。)」を加え、「により、同法第六条の四第二号に規定する」を「により、」に改める。

第十四条の二中「第二十二条第二号ロ」を「第二十二条第二号」に改める。

第十八条を第二十一条とし、第十七条の次に次の三条を加える。

(妊娠又は出産等についての申出があつた場合における措置等)

第十八条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第十九条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 1 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- 2 育児休業に関する相談体制の整備
- 3 その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

(育児休業の取得の状況の公表)

第二十条 任命権者は、毎年度(毎年四月一日から翌年の三月三十一日までをいう)、前年度における職員の育児休業の取得の状況を公表しなければならない。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

石川県人事委員会訓令第1号

石川県人事委員会事務局

石川県人事委員会事務局文書取扱規程(平成5年石川県人事委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

令和4年3月31日

石 川 県 人 事 委 員 会

第3条第1号中「第8条第4項」を「第8条第5項」に改める。

第40条第1号中「永年」を「30年」に改める。

第46条第1項中「(用済み後保存を必要としない文書にあっては、用済みのときは)」を「、又は用済み後保存を必要としないときは、次条第1項の規定により図書館に移管する文書を除き、」に改め、同条の次に次の1条を加える。
(石川県立図書館への移管)

第46条の2 総務課長は、保存期間を経過した文書について、石川県立図書館(以下「図書館」という。)に移管し、又は前条第1項の規定により廃棄しなければならない。

2 総務課長は、図書館長が歴史資料として重要な公文書として指定するものは、図書館に移管しなければならない。

3 総務課長は、前項の規定による指定のために必要があると認めるときは、図書館長に対し、必要な情報を提供することができる。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

石川県人事委員会告示第1号

県の事務所に係る労働基準法による区分（昭和46年石川県人事委員会告示第2号）の一部を次のように改正し、令和4年4月1日から施行する。

令和4年3月31日

石 川 県 人 事 委 員 会

別表知事の部第12号の項中「歴史博物館」の次に「、図書館」を加え、同表教育委員会の部第12号の項中「、図書館」を削る。

